

第 1 1 防 災 航 空 隊

主な内容

- 愛知県防災航空隊の活動
- 防災ヘリコプター「わかしゃち」の概要
- 防災航空業務の実施概要

第 1 1 防災航空業務

1 防災ヘリコプター「わかしゃち」の活動

社会経済の進展に伴い災害の態様が複雑・多様化し、また大規模化する中、本県では平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、平成 8 年 4 月 1 日に「愛知県防災航空隊」を組織し、同年 10 月 1 日から防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を開始した。

これにより、災害対策基本法及び消防組織法に基づく災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動、救急活動等への緊急運航を行うこととし、航空機の特性を活用した迅速かつ的確な緊急運航活動を実施することで、被害の軽減を図っている。

また、市町村等が実施する消防・防災訓練にも積極的に参加・協力することにより、市町村等との連携を図りながら災害対策活動の効果的な推進を図っている。さらに四県一市航空消防防災相互応援協定を締結し隣接県との応援体制を整えるほか、緊急消防援助隊として大規模災害時等における広域活動への支援を行っている。

令和 4 年 4 月 1 日から地方自治法第 252 条の 14 条第 1 項の規定に基づき、防災ヘリコプターに関する業務の一部の管理及び執行を名古屋市に委託し、名古屋市消防局消防航空隊において「わかしゃち」の他、名古屋市の消防ヘリコプター 2 機を含めた 3 機を一体的に運用することで愛知県防災航空隊が担ってきた活動を実施している。

2 防災ヘリコプター「わかしゃち」の概要

(1) 業務の開始等

ア	防災航空隊発足	平成 8 年 4 月 1 日
イ	機体納入日	平成 8 年 8 月 2 日
ウ	運航開始	平成 8 年 10 月 1 日
エ	ヘリコプターテレビ電送システム運用開始	平成 10 年 4 月 1 日
オ	動態管理システム導入	平成 21 年 2 月 23 日
カ	赤外線カメラ導入	平成 21 年 12 月 24 日
キ	新機体購入契約を締結	平成 27 年 10 月 15 日
ク	新機体納入日	平成 29 年 5 月 26 日
ケ	新機体運航開始	平成 29 年 7 月 1 日
コ	名古屋市に事務の委託	令和 4 年 4 月 1 日

(2) 性能

ア	型 式	ベル式 412EPI 型
イ	エンジン	双発タービンエンジン 1,856 馬力
ウ	定 員	15 名

- エ 最大巡航速度 231 km/h (最大全備重量時 高度 4000ft)
- オ 有効搭載量 2,190 kg (ベース機体)
- カ 燃料タンク 1,251 ㍓

(3) 主な装備

ホイスト装置 (ケーブル長 76m、吊り上げ能力 272 kg)、サバイバースリング、パーティカルストレッチャー、担架装置、生体監視装置、自動式心マッサージ器、消火バケツ (910 ㍓)、消火タンク (1,420 ㍓)、カーゴ・フック、モッコ (物資輸送)、防振カメラ (可視/赤外線)、サーチライト装置、機外拡声装置、運航支援用赤外線カメラ、イリジウム衛星電話

3 防災航空業務の実施概要 (令和4年度)

(1) 運営体制

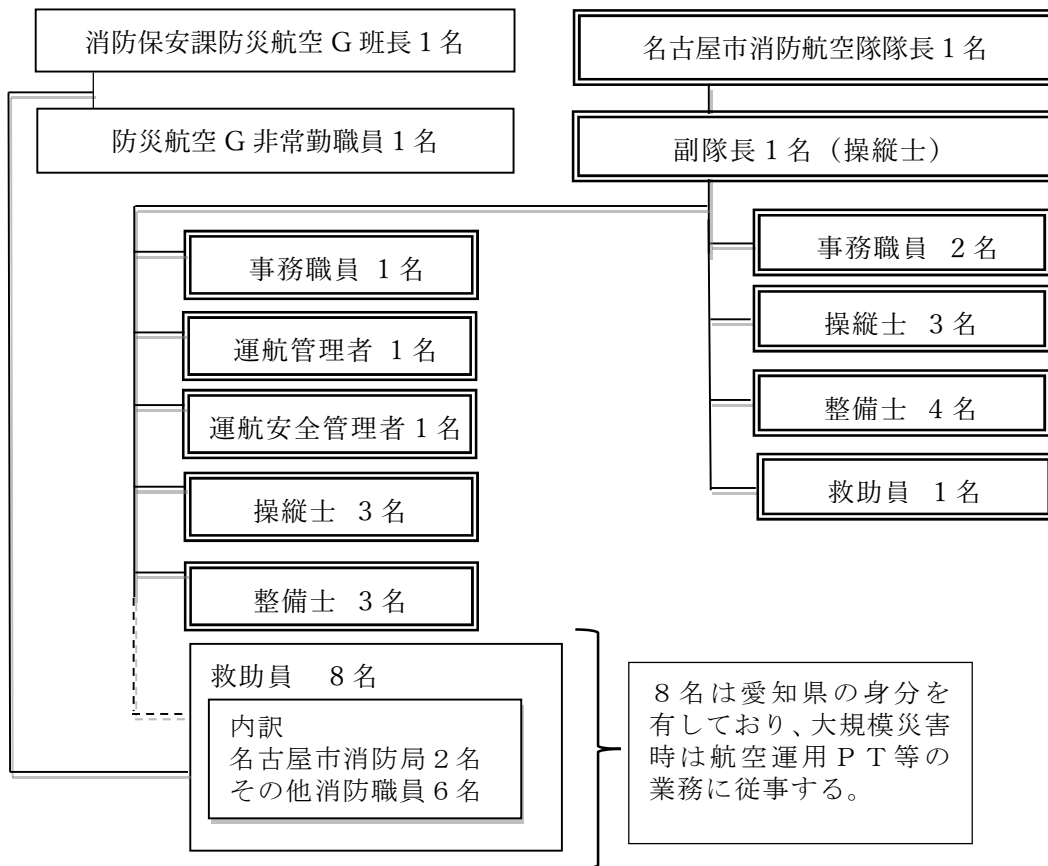
ア 愛知県および名古屋市の業務分担

令和4年度からの事務委託により、名古屋市がヘリコプターを用いて行う緊急運航及び訓練等の活動を担い、県が防災ヘリコプター及び資器材の維持管理並びに修繕を行っている。

イ 運航時間

365日・日の出から日没まで (夜間は参集体制)

ウ 組織



- ・ 二重線で囲われた職員は名古屋市消防局職員
- ・ 副隊長から伸びている線のうち下段左側の職員は事務の委託による増員数

ウ 航空隊員の勤務体制等

(ア) 県内市町村等消防職員の派遣（3年以内）により組織（名古屋市消防局職員2名は県及び名古屋市の身分を併任、名古屋市以外の消防本部職員6名は県、名古屋市及び派遣元消防本部の身分を併任）

(イ) 365日・日勤体制で勤務（夜間は参集体制）

(ウ) 平成19年4月1日から、隊員の任期を2年から3年に延長

（令和4年度派遣元消防本部）

名古屋市消防局、犬山市消防本部、大府市消防本部、田原市消防本部、尾三消防組合、丹羽広域事務組合消防本部、衣浦東部広域連合消防局

エ 機体の運航整備

機体の運航整備は、名古屋市消防航空隊において実施（自主運航）

(2) 緊急運航基準

公共性・緊急性・非代替性の3要件を満たす事案について、名古屋市の規程等に基づき、各消防本部からの要請等により名古屋市消防航空隊が実施。

ア 災害応急対策活動

イ 火災防御活動

ウ 捜索・救助活動

エ 救急活動

オ 臓器搬送

カ 広域航空消防応援活動

(3) 出動状況

ア 出動実績

(ア) 令和3年度まで（民間事業者に運航委託）

区 分	緊 急 運 航 （ 件 数 ）						計
	災害応急 対策	火災 防御	捜索 救助	救急	臓器 搬送	広域航空 消防応援	
平成29年度	1	9	26	9	1	10	56
平成30年度	0	11	17	8	2	4	42
令和元年度	0	5	12	5	0	8	30
令和2年度	0	1	28	10	1	3	43
令和3年度	7	8	19	14	4	2	54

(イ) 令和4年度（名古屋市に事務委託）

区 分	緊 急 運 航 [※]				
	火災	救助	救急	その他	計
令和4年度	8 (0)	26 (0)	31 (0)	1 (0)	66 (0)

※（ ）は夜間運航。

県と名古屋市で緊急運航の区分が異なることから、令和4年度から名古屋市が使用している総務省消防庁の緊急運航区分により件数を計上

イ 令和4年度は、緊急運航は66件と前年度より12件の増加となっており、救助活動では川や海、山間部における捜索・救出があり、救急活動では救助活動で救出した要救助者を三次医療機関等へ搬送した。

事務委託開始初年度から、県内3機体制となった効果が現れており、今後もその機動力を活かした活動や第四管区海上保安本部、愛知県警察航空隊及びドクターヘリコプターとの連携活動等、より高度な活動が期待される。

(4) 他県等との応援協定等

ア 緊急消防援助隊

国内において大規模災害又は特殊災害が発生し都道府県内の消防力をもってしてもこれに対処できない災害の発生に対して消防庁長官の要請又は指示に基づき被災地の消防の応援等を行うものである。

その一例として震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して下記の区分に該当する地震災害が発生した場合に被災地へ迅速に出動を行う。

区分Ⅰ：最大震度7

区分Ⅱ：最大震度6強（東京都特別区は6弱）

区分Ⅲ：最大震度6弱（東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱）

なお、名古屋市防災航空隊は、情報収集・救助・救急・輸送の任務を負う。

イ 整備時の応援出動体制

定期点検のため、年間で約60日間程度は飛行できない期間があるため、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県及び名古屋市との間で四県一市航空消防防災相互応援協定を締結している。

ウ 災害映像情報の提供

平成17年5月に報道機関と「災害映像情報の提供及び利用に関する協定」を締結し、ヘリコプターテレビ電送システムの災害映像情報をマスコミに提供することにより、報道を通じた災害時の迅速な避難等への利用を図ることとしている。

(5) 防災ヘリコプターの円滑な運航調整

県内全市町村で構成される愛知県防災ヘリコプター運営協議会（会長 消防保安課長）において防災ヘリコプターの円滑な運航について調整を図っており、複雑化している事案への対策等について連絡・調整を図っている。

(6) 航空燃料備蓄基地

林野火災等の大規模災害時等における防災ヘリコプターの緊急運航活動に対処するため、令和4年度は、県内6箇所（新城市消防防災センター、豊田市消防本部、豊田市消防本部足助消防署、田原市消防本部消防署、西尾市消防本部吉良分署及び名古屋市消防航空隊基地）に合計4,200リットル（ドラム缶21本）の航空機燃料（JET A-1）を備蓄し、円滑な給油を行うことで迅速な活動体制を確保していた。

(7) 飛行場外離着陸場

防災ヘリコプターの緊急運航活動に対処するため、飛行場外離着陸場をあらかじめ県内各所に設置し、迅速な活動体制を確保している。

区 分	令和5年4月1日現在	備 考
一般離着陸場 このうち夜間対応離着陸場 (内数)	73箇所 (22箇所)	多目的の使用が可能な離着陸場 (夜間の離着陸が可能な離着陸場)
防災対応離着陸場	25箇所	災害時の使用が可能な離着陸場
合 計	98箇所	

